

○ 妊婦さんへの「重要なお知らせ」です。

項 目	内 容
<p>○ 妊婦健診助成券について</p> <p>①他市町村へ転出される場合 (日向市から住民票を異動する時)</p> 	<p>市外に転出された場合、日向市の発行した妊婦健診の助成券は使用できません。</p> <p>必ず転出先の市町村で、未使用の助成券の差し替えを行ってください。 その際、未使用の日向市の助成券を転出先の市町村に提出してください。</p> 
<p>②宮崎県外の医療機関や助産所(県内外)で出産予定の場合 (日向市に住民票をおいて里帰りする時)</p> 	<p>宮崎県外の医療機関や助産所(県内外)では、日向市の発行した助成券は、使用前に日向市との間で契約がないと使用できません。</p> <p>県外医療機関・助産所での出産の場合は必ず日向市役所こども課まで、以下の内容を2か月前までにご連絡ください。</p> <p>①妊婦氏名・生年月日・TEL ②出産する医療機関名・助産所名と、その住所・TEL・受診の時期等</p> 
<p>○「子宮頸がん検診」について</p> <p>出産後も 2年に1回は受診しましょう!</p> 	<p>■助成対象者：妊娠届の同一年度内に、市および職場等で実施する子宮頸がん検診を受けていない妊婦。</p> <p>■自己負担：基準額(3,760円)を市が負担するので自己負担はありませんが、券に記載のない検査等を行った場合の差額は、自己負担となります。</p> <p>■妊婦健診1回目に受診してください。</p> 
<p>○低体重児出産時の届出について</p> 	<p>出産した赤ちゃんの体重が2,500g未満の保護者は、母子保健法18条に基づき、市町村へ届出の義務があります。</p> <p>※「低体重児出生届」用紙はこども課にあります。</p> 
<p>■ 各連絡・お問い合わせ先 日向市こども課 電話 66-1021(直通) 52-2111(代表)</p>	